

開催にあたって

2001年6月に司法制度改革審議会の意見書が出されてから、本年は10年目を迎えます。この10年間で、社会は大きく変貌しました。

政権が変わったことも大きな変化ですが、何といても本年3月11日に発生した東日本大震災・原発事故は、わが国の社会に甚大な影響を与えました。今、わが国は、この大震災による被災地の復旧・復興に全力を傾けなければならない状況にあります。日弁連もまた、叡智を絞り、被災者の支援に全力を傾注してきました。

日弁連は、大震災後、ただちに被災地の弁護士会や全国各地の弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）などと協力して、電話による無料法律相談や避難所を直接訪問しての無料法律相談を実施するとともに、法律相談活動の中から浮き彫りになってきた問題を解決するために、二重ローン問題対策や原発事故被害者の救済スキーム作り、相続放棄熟慮期間の延長、災害弔慰金の支給対象の拡大などについて積極的な立法・政策提言を行い、その実現に向けた取り組みを行ってきました。こうした日弁連の提言は、政府や国会においても取り上げられ、その一部が実現してきています。

もとより、こうした日弁連の取り組みは、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震・中越沖地震における被災者支援の経験や、会員である個々の弁護士の業務の実績があり、それに対する市民の信頼があったからこそ、大震災後の迅速な対応ができたものと言えます。私たち弁護士は、法律事務を独占的に担うものとして、市民の信頼を得るために、私たちがよって立つ弁護士業務の内容を市民の目線から不断に改革していく責務を負っています。そして、これまで2年に1度行われてきた弁護士業務改革シンポジウムは、弁護士業務の改革において、大きな役割を果たしてきました。

今回の弁護士業務改革シンポジウムのテーマ「もっと広く！もっと多様に！もっと市民のために！」は、まさにこうした日弁連の弁護士業務改革に対する姿勢を明らかにしたものです。本シンポジウムを通じて、多くの皆さまが弁護士業務の新たな可能性を探究されることを、切望しております。

本シンポジウムの開催のため、長期間努力をしてこられたシンポジウム運営委員会の皆さま、とりわけ横浜弁護士会の皆さまの御努力により、史上初の11もの分科会を擁する大規模なシンポジウムが開催されましたことは、まことに感謝にたえません。本シンポジウムが従来とのシンポジウムと同じく、わが国の弁護士業務の新たな地平を切りひらく、またとない機会となることを確信しております。

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健 児

ご挨拶

このたび、横浜市において、日本弁護士連合会主催の第17回弁護士業務改革シンポジウムが開催されることになり、地元単位会を代表して心より歓迎すると共に、シンポジウムの成功をご期待申し上げます。

前回の平成21年に松山市で行われた第16回弁護士業務改革シンポジウムでは「パワーアップ!!事務所を!地域を!」をテーマに、弁護士の地域社会(自治体や中小企業)への浸透や弁護士の専門化に向けて5つの分科会で報告、検討、討論がなされました。前回の弁護士業務改革シンポジウムは、弁護士業務の展望を開く大変有意義なシンポジウムでありました。今回のシンポジウムは、前回のシンポジウムの成果を踏まえ、「もっと広く!もっと多様に!もっと市民のために!~弁護士業務の新たな可能性を求めて~」というテーマの下に、過去最多となる11の分科会が設けられ、報告、検討、討論が行われることとなっています。

弁護士人口は増加の一途をたどっており、本年4月1日現在の日本弁護士連合会会員数は3万人を超えました。弁護士人口は今後さらに増加していくことは確実ですが、多様化する市民のニーズや社会の要請に、私たち弁護士がより一層応えていくことが益々求められています。今回のシンポジウムでは、過去最多となる分科会を通じて、多様化する市民のニーズ、社会の要請を多角的に分析し、検討し、市民のニーズ、社会の要請に応える弁護士業務の多様な可能性を模索するものです。今回のシンポジウムは弁護士業務の在り方を考え、発展させるためにも重要なシンポジウムであるといえます。

今回のシンポジウムの成果が、弁護士が生きがいとやりがいを再発見するための良き処方箋になることを祈念するところです。シンポジウムの成功を祈念し、ご挨拶と致します。

横浜弁護士会

会長 小島 周一

明日のために

1 弁護士をめぐる世の中の動き

2009年11月に愛媛県で行われた第16回弁護士業務改革シンポジウム（業革シンポ）においては、その前年のリーマンショック以降の社会の変化が話題となりました。それ以降、わが国の経済情勢は改善されるどころか、ますます厳しさを増しています。

とくに、本年3月11日の東日本大震災以降の情勢は、社会の根幹にかかわるものです。福島第一原子力発電所の事故をきっかけにしたエネルギー政策の見直しも、まだ流動的です。社会情勢は、相変わらず不安定です。

こういう社会情勢のなかで、弁護士だけが安定した状態でおられるはずがありません。とくに、新規登録弁護士を巡る状況は深刻です。ほんの最近まで、弁護士が法律事務所への就職に苦勞することは、あまりありませんでした。しかし、今では、弁護士となろうとする修習生の多くが不安を抱え、就職活動に駆け回っています。

このような状態は、日本に特殊なものではありません。米国でもドイツでもフランスでも、そして韓国でも、とりわけ新規登録弁護士は厳しい環境にあります。世界的な傾向が、簡単に変わるとは思えません。

現実には、過払い事件を除くと、訴訟事件はもう何年も頭打ちです。訴訟外の業務は着実に社会に浸透していますが、弁護士が全般に厳しい環境にあることは確かです。

しかし、だからと言って、誰かがこの弁護士の厳しい状況を救ってくれるものではありません。弁護士以外の多くの人々も、さらに厳しい状況にあります。

こういう時こそ、弁護士は、自らの創意と工夫で新しい分野を開拓するとともに、従来の業務を点検し、法律事務を担うものとして職責を果たしていかなくてはなりません。韓国でも、弁護士の数を減らすというより、進出する職域を懸命に拡大していると聞きます。やり方は違っても、私たちの職業を誇りあるものとして発展させていこうとする思いは同じだろうと思います。

2 業革シンポの役割

弁護士業務を発展させていくのは、何よりも一人一人の弁護士の努力や工夫に負うものです。しかし、個々の弁護士の力には、限りがあります。弁護士業務全体の底上げを図っていくためには、私たち弁護士が力を合わせて、そのためのシステムを作っていかなければならない分野があります。

業革シンポは、1985年の初回以来、こういう観点から多くの提言を行ってきました。

業革シンポは、たんなる研究のための集まりではありません。常に、いかに実践するかを意識して現実的な提言を行い、実際にこの提言に沿ってシステムが開

発されてきました。

広告の解禁，弁護士の偏在問題の解消，権利保護保険の開発，法律事務所の法人化，自治体との連携，事務職員能力認定試験制度の実施，立法対策センター・民事司法改革立法推進，中小企業支援センター設立，専門登録，判例データの公開推進など提言は次々と実現され，あるいは実現されつつあります。

いずれも弁護士業務の基本に関わる重要な提言です。もちろん，まだまだ十分ではありません。しかし，もし何もしなければ，実現されることもなかった多くの制度が，業革シンポを契機に実現されています。この実践的精神は，業革シンポに脈々と受け継がれています。

3 倍増した分科会

第17回業革シンポの特徴は，何といても11の分科会を擁していることです。

今や，弁護士の数は増え，弁護士になるまでの経歴も様々です。弁護士になって何をしたいか，何を目標にするか，関心も多様になってきました。もともとは，単一の課題を討議することで始まった業革シンポですが，時を経るごとに分科会の数は増えました。前回，分科会は，5つでした。今回は，一挙に11の分科会で構成されています。前回の倍以上ということになります。

分科会のメンバー構成も広がりました。弁護士業務改革委員会だけでなく，日弁連の他の委員会からもテーマを出してもらい，分科会に参加してもらいました。会員の関心やニーズが，どんどん多様化していることに伴う当然の変化です。そして，こうした多様性は，弁護士の力の源泉でもあります。私たちは，多くの分科会が，多様な観点から弁護士の活動領域を拡大し，業務の内容を改善するために実践的提言を行うことに至ったことを，誇りに思っています。

今回，業革シンポに参加された弁護士の皆様が，自己の業務につき，一つでも成果を持ち帰り，業務改善に役立てるとともに，弁護士以外の皆様も，弁護士との関わりについて認識を新たにしていただければ幸いです。

4 分科会のテーマ

(1) 第1分科会

「小規模法律事務所におけるマーケティング戦略 ～さらなる依頼者志向へ～」

所属弁護士が1名から10名程度までの小規模事務所を対象にするマーケティングを正面から取り上げました。プロフェッショナル・サービスとしての弁護士業務に即して，マーケティングを実践する方策を具体的に提言しています。依頼者が弁護士の何を評価し，弁護士がどう行動するべきかということについて，貴重なヒントを与えてくれます。

(2) 第2分科会

「地方自治体の自立と弁護士の役割 ～監査，議会のあり方，クレーマー対策を題材として～」

業革シンポが弁護士と地方自治体との関係を取り上げるのは、5回目です。今回は、監査、議会のあり方、クレーマー対策について踏み込んだ提言を行っています。地方自治体に関わろうとする弁護士にとって、必須の分科会です。毎年、自治体関係者の皆様もたくさん参加していただいております。貴重な交流の場でもあります。

(3) 第3分科会

「事務職員の育成と弁護士業務の活性化 ～日弁連研修・能力認定試験をどう活かすか～」

能力認定試験の効果と今後の活かし方について提言します。アメリカで実際にみてきたパラリーガルの実態も参照し、日本型事務職員の特性を踏まえ、「法律事務職員能力認定制度」の改良発展を提言します。事務職員の皆様にもご参加いただき、働きやすく頼りになる法律事務所の実現を目指します。

(4) 第4分科会

「企業と不祥事おける第三者委員会ガイドラインの今後の課題 ～ガイドラインの意義と普及のために～」

日弁連が公表した「企業と不祥事における第三者委員会ガイドライン」の効果と今後の方向性について提言します。企業の健全なあり方と弁護士が果たす役割について関心のある皆様に重要な情報収集と考える場となります。企業関係者の皆様にも、たくさんご参加いただきます。

(5) 第5分科会

「さらなるITの活用 ～弁護士業務支援ソフトでできること+判例公開の最先端を聞く～」

「弁護士業務支援ソフト」をいかに業務に役立てていくのか、具体的な使用方法を弁護士の立場から紹介します。あわせてオーストラリアにおける判決文公開状況を踏まえ、わが国における判例公開のあり方を提言します。「業務支援ソフト」も判決文の公開も弁護士業務に大きな影響を与えます。とくに前者は、明日からすぐ弁護士業務に役立てることができます。

(6) 第6分科会

「今こそ『夢』実現！ ～より深く、より広く、若手弁護士の活躍の場はここにも～」

私たちが弁護士という職業にかけた夢を通して、今後の業務のあり方を提言します。抽象的な議論ではなく、100名インタビューという新しい方法で、具体的な夢実現の方法を探ります。若手弁護士、司法修習生、法科大学院生の皆様にとって、とくに有意義な分科会です。経験ある弁護士にとっても、自分を振り返るよい機会です。明日の弁護士業務の形が見えてきます。

(7) 第7分科会

「弁護士保険の範囲の拡大に向けて ～市民のための紛争解決費用を保険で～」

従来紹介されてきたドイツやイギリスの権利保護保険のシステムに加え、アメリカにおける多様な依頼者支援システムが紹介され、わが国における権利保護保険発展のための政策を提言します。合理的な依頼者支援システムの実現によって、飛躍的に多くの人々が弁護士を介して権利を実現できます。その日は、すぐそこまできています。大きな可能性を秘めた分科会です。

(8) 第8分科会

「中小企業の身近で頼れるサポーターとなるために ～支援ネットワークの提言と実践～」

中小企業支援のためのネットワーク構想を提言します。ひまわりほっとダイヤルや各地の弁護士会での取組みを踏まえ、一步進んだネットワーク構想が提言されます。東日本大震災復興に対する支援活動の成果も紹介されます。毎年、中小企業関係者の皆様もご参加いただき、本音でのお話しをしていただいています。弁護士にとって、またとない機会です。

(9) 第9分科会

「今の働き方に不安はありませんか？ 弁護士のワークライフバランス ～子育て・リタイヤメント／メンタルヘルス～」

弁護士の仕事以外の部分と仕事との両立を「弁護士のワークライフバランス」ととらえ、ワークライフバランスを支えるためにはどのような助力や制度が必要か、6つのポイントを提言します。フランスに調査団を派遣し、「能力において負担し、必要において給付される」制度も紹介します。自分の生き方を考えさせ、今、弁護士と弁護士が何をすべきかを提言します。

(10) 第10分科会

「高齢社会におけるホームロイヤーの役割 ～高齢者へのトータルな支援を目指して～」

日弁連高齢社会対策本部において実施したモデル事業の成果を検証し、課題を検討します。今後、大きな領域となることが確実な高齢者をめぐる活動につき、実践を踏まえた提言が示されます。高齢社会におけるホームロイヤーを広めるための方策も提言します。高齢社会と弁護士業務について、初めて取り組もうとする皆様にも、必須の分科会です。

(11) 第11分科会

「民事裁判の活性化 ～財産開示の活用／損害賠償の充実へ～」

損害賠償制度を充実させるため、損害賠償制度の改革を提言し、あわせて財産開示制度改正の方向性を提言します。とくに、後者については、韓国、

アメリカ、フランス、ドイツに調査団を派遣して調査した結果を踏まえ、いくつかの具体的な提言をします。これら2つの課題の実現は、裁判に対する国民の信頼を高め、飛躍的に利用を増進させるものです。

5 どの分科会も明日への示唆に満ちています

分科会は11です。すべての分科会に参加することはできません。現在、皆様がもっとも関心がある分科会に、ご参加いただくこととなります。分科会では、この基調報告書も踏まえ、さらに具体的で深い議論がされます。

前回の業革シンポでは、シンポの内容が『弁護士業務改革』（日本弁護士連合会第16回弁護士業務改革シンポジウム運営委員会編・弘文堂刊）をご覧になっていただければ、シンポジウムが生々しい議論が交わされる貴重な場であることが理解していただけたと思います。

従来例によれば、いずれの分科会に参加していただいても、必ず得るところがあるはずで、ぜひ、今後の業務のために、積極的にご参加いただきますようお願い申し上げます。

本シンポを開催するため、横浜弁護士会の多数の皆様が、東日本大震災後の困難な時を経て、長い間、準備に奔走されました。深く感謝申し上げます。また、11の分科会のメンバーの皆様、そして事務局の皆様にも、心から感謝するとともに、参加された皆様が充実した時を過ごされることを、心からお祈り申し上げます。

第17回弁護士業務改革シンポジウム運営委員会
委員長 小原 健

第17回弁護士業務改革シンポジウム基調報告書

目次

本基調報告書の巻末には、CDが添付されております。
詳細につきましては、CDの目次をご参照ください。

◇開催にあたって	i
◇ご挨拶	ii
◇明日のために	iii
<第1分科会> 小規模法律事務所におけるマーケティング戦略 ～さらなる依頼者志向へ～	1
第1 総論	3
第2 現状分析	8
第3 法律事務所経営に必要とされるマーケティング各論	14
第4 終わりに	31
<第2分科会> 地方自治体の自立と弁護士の役割 ～監査、議会のあり方、クレーマー対策を題材として～	33
第1 基調報告	35
第2 監査について	40
第3 議会のあり方について	44
第4 行政クレーマー対策について	51
第5 アンケート集計結果分析のポイント	58
<第3分科会> 事務職員の育成と弁護士業務の活性化 ～日弁連研修・能力認定試験をどう生かすか～	65
第1 基調報告	67
第2 各種アンケート結果	70
第3 ニューヨーク調査報告	85
<第4分科会> 企業等不祥事における第三者委員会ガイドラインの今後の課題 ～ガイドラインの意義と普及のために～	95
第1 基調報告	97
第2 大阪弁護士会における第三者委員会委員推薦制度の活動状況について	119
<第5分科会> さらなるITの活用 ～弁護士業務支援ソフトでできること+判例公開の最先端を聞く～	123
第1 弁護士業務の効率化を図るためのIT技術利用 ～弁護士業務支援ソフトを中心に～	125
第2 オーストラリアにおける判決文公開状況の調査報告	129
資料編 資料5 「ITによる業務効率化を考える」	138
<第6分科会> 今こそ「夢」実現! ～より深く、より広く、若手弁護士の活躍の場はここにも～	147
第1 はじめに	149
第2 夢キャラバン ～全国からの夢のヒント、夢への課題を探る	150
第3 弁護士の初心は ～社会の中の弁護士「災害における役割」	154
第4 夢は世界に ～海外弁護士に負けてはいられない	157

第 5	夢はこうやって実現する ～様々な分野の実践成功例から明日の自分を創る！	162
第 6	夢実現ツールとしてのマーケティング ～先輩の体験談を糧とする思考枠組み	171
第 7	明日の弁護士像を語り合おう ～弁護士が憧れの職業であり続けるために	176
第 8	最後に	178
<第 7 分科会> 弁護士保険の範囲の拡大に向けて ～市民のための紛争解決費用を保険で～		
第 1	日本における権利保護保険	181
第 2	ドイツにおける訴訟費用の調達方法と権利保護保険の長所と短所	185
第 3	イギリスにおける訴訟費用の調達方法と訴訟費用保険	189
第 4	アメリカにおける訴訟費用の調達方法と権利保護保険	195
第 5	権利保護保険の発展のための課題	208
第 6	権利保護保険発展のための政策	210
<第 8 分科会> 中小企業の身近で頼れるサポーターとなるために ～支援ネットワークの提言と実践～		
第 1	はじめに	213
第 2	「ひまわりほっとダイヤル」の実績報告	215
第 3	経営指導員に対する「弁護士の利用に関するアンケート」結果について	221
第 4	「中小企業関連団体との意見交換会」結果報告	226
第 5	中小企業庁の被災中小企業対策への取組状況について	229
第 6	各支援団体からの支援メニュー① ～日本政策金融公庫～	231
第 7	各支援団体からの支援メニュー② ～中小企業基盤整備機構～	232
第 8	各支援団体からの支援メニュー③ ～日本公認会計士協会～ 中小企業支援に関する取組み	233
第 9	隣接士業との連携についての取組み（愛知県弁護士会）	235
第 10	日本政策金融公庫とのネットワークについて（福岡県弁護士会）	238
第 11	パネリスト・コーディネーターの紹介	241
<第 9 分科会> 今の働き方に不安はありませんか？ 弁護士のワークライフバランス		
	～子育て・リタイアメント／メンタルヘルス～	243
	はじめに	245
第 1	日本の弁護士の現状	245
第 2	フランスにおける弁護士会の取組	265
第 3	まとめと提言	272
	おわりに	274
<第 10 分科会> 高齢社会におけるホームロイヤーの役割 ～高齢者へのトータルな支援を目指して～		
第 1	序 ～高齢社会において求められる弁護士の役割	277
第 2	モデル事業の成果と課題	280
第 3	高齢社会におけるホームロイヤー	286
第 4	ケーススタディ	291
<第 11 分科会> 民事裁判の活性化 ～財産開示の活用／損害賠償の充実へ～		
第 1	はじめに	309
第 2	損害賠償制度	309
第 3	抑止的付加金制度の導入について	315
第 4	財産開示制度の現状と改正の方向性	321
資料編	資料 11 損害賠償の填補に関するアンケート報告	332
	資料 11-2 損害賠償の填補についてのアンケート	333
	資料 11-3 損害賠償の填補に関するアンケート回答件数一覧	335
	資料 11-4 自由記載等一覧（基調報告書付属の CD に収録されております。）	
◇第 17 回弁護士業務改革シンポジウム運営委員会委員名簿		
		337